

新見市市制20周年記念事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市制20周年を祝う機運の醸成を図るとともに、本市の魅力を生かした地域のさらなる活性化や、今後の関係人口の創出に寄与する事業を自ら企画し実施する市内の団体に対し、予算の範囲内において新見市市制20周年記念事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、活動拠点が市内にあり、過半数が市民で構成された団体や組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体を除く。

- (1) 構成員が3親等以内の親族のみの団体
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)で定める会社
- (3) 構成員に新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等が含まれる団体
- (4) 代表者が新見市長、新見市議会議員、岡山県議会議員及び国会議員の職にある団体

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業の目的が次のいずれかに該当するもの
 - ア 市制20周年を祝う機運を高め、市民の盛り上げを図るもの
 - イ 市制20周年を迎えたことを市民と一緒に祝い、楽しむ場とするもの
 - ウ 市制20周年を機に本市の魅力を再確認でき、その魅力を市内外に広く発信できるもの
 - エ 市制20周年を振り返るとともに、市の将来のまちづくりを考えるもの
- (2) 市内で実施するもの
- (3) 一般に公開され、広く市民が参加できるもの
- (4) 市制20周年記念事業として、話題性やオリジナル性、将来性があるもの
- (5) 事業の名称に、新見市市制施行20周年記念の冠称を使用し、市制20周年記念事業であることを広く広報するもの

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助を受ける事業
- (2) 宗教又は政治活動を目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

- (6) 施設等の整備、修繕等を目的とした事業
 - (7) その他市長が補助の対象としないことが適当であると認める事業
- (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要なもののうち、別表に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費については補助の対象としない。

- (1) 団体の構成員及び事業実施主体の人員に対する人件費、旅費及び謝礼
- (2) 施設、設備等の維持管理費及び団体の経常的な運営費
- (3) 用地取得費及び工事請負費
- (4) 領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (5) その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる事業の実施期間は、令和8年2月28日までとする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内の額とする。ただし、市内の高校生及び大学生が主体で構成された団体が実施する事業については、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とする。

- 2 前項の場合において、補助金の交付限度額は1団体につき50万円とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業の事前審査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を揃えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新見市市制20周年記念事業補助金申込書(様式第1号)
- (2) 新見市市制20周年記念事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 新見市市制20周年記念事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 規約や構成員名簿など団体等の概要が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、新見市市制20周年記念事業補助金承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金交付申請等)

第8条 前条の規定により承認された補助対象事業者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請期間は、令和8年1月31日までとする。

(変更等の承認申請)

第9条 規則に定める補助事業者等は、補助事業等について変更等の承認を受けようとする場合は、規則第10条に定める方法によらなければならない。ただし、事業の目的達成に影響のない事業計画の細部の変更については、この限りでない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定に基づく実績報告については、同条第1項に規定する補助

事業等実績報告書に、次の関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 新見市市制20周年記念事業報告書(様式第5号)
- (2) 新見市市制20周年記念事業収支決算書(様式第6号)
- (3) 団体が支出したことが証明できる書類(領収書等)
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類、写真、資料等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第11条 規則第16条第1項の規定に基づく補助金の概算払については、事業の実施に際し、特に必要があると認められる場合に限り、規則第7条の規定により通知した額を上限として交付を認めるものとする。

(助言及び指導)

第12条 市長は、第1条に規定する目的達成のために必要となる事業の推進にあたり、必要な助言、指導を行うものとする。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

費目	経費内訳
報償費	講師等への謝礼等、参加賞品代
旅費	講師等の交通費
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、広告費、傷害保険料、各種手数料
委託料	交通整理業務や会場設営撤去作業等の委託費
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具等賃借料、自動車借上料、各種リース料
原材料費	資材代、苗木代